

5. 我が国において実施する際の論点

これまでの整理・分析結果を基に、今後我が国において RIA の質の確保に向けた仕組み・機能を構築する際に留意すべき点を整理する。

(1) 制度面の論点

①「事前審査」機能に関する論点

■実施機関

今回の調査対象国において RIA の事前審査を行っている機関に共通しているのは、その目的として、a) 過剰・不必要な規制を排除するという『規制の質の確保・向上』の側面と、b) その一環として、RIA の分析水準を一定程度に確保する（例えば、分析に使用しているデータや計算方法が正確であること等）という『評価の質の確保・向上』の側面の双方を掲げつつ、政府部内において規制に関する事項を中枢的・横断的に取り扱う第三者的機関がその任を果たしていることである。例えば、米国における OIRA、英国における BRE、豪州における OBPR のように、政府部内において従来から「規制改革」を推進する機関が、ある一定の権限に基づき、各省庁から提出される RIA についての事前審査も行っているケースである。

■実施権限

他方、それぞれの国の審査実施機関が有する直接的な権限は、ほとんどの場合、あくまで RIA 上での記載事項・分析内容の十分性——評価の質——を審査することであって、審査実施機関が審査の過程において規制そのものの是非——規制の質——を問うことはまずありえない。米国 OIRA のように、根拠法令である大統領令 12866 上の審査実施権限から派生して、連邦政府機関が提案してきた規制案（及びその RIA 案）を差し戻すほどの強力な権限を有しているケースはむしろ例外的である。つまり、政府部内の審査実施機関は、それぞれに与えられた実施権限の範囲内で事前審査を行っているのであって、仮に審査の過程で問題が発見された場合には、英国における政治レベルの規制アカウンタビリティパネル（首相をヘッド（後に首席大蔵大臣）とする内閣委員会）や、豪州における内閣官房等、政府の最高意思決定権限を有する者が統括する組織・機関にその審査結果を報告することで、その後の規制の成立可否の判断を政治に委ねる形が一般的であると考えられる。

図表 調査対象国における事前審査の権限

	米国	英国	豪州	EU
評価の質	OIRA	BRE	OBPR	IAB
規制の質		規制アカウンタビリティ パネル	内閣官房	総局間 コンサルテーション

■対象

米国・英国・豪州では、RIA の対象となる規制を、ある一定の基準に基づきスクリーニングしている。いずれの国も、規制によりもたらされる影響の大きさを、RIA を通じて詳細に分析を行う前の段階で各省庁に見積もらせ、場合によっては審査実施機関が関与・示唆する形で、それぞれの規制について RIA の作成が必要かどうか、どの程度の分析が必要かどうか（分析に求める深度）等を判断する。

こうして各府省が作成した RIA について、審査実施機関では、分け隔てなく／一律に審査対象とすることになるが、それぞれの規制の重要性や影響の大きさ等に応じて RIA の分量や分析の深度は異なっているため、必然的に、個々の RIA の審査に要する審査実施機関側の時間・労力等も異なっているものと考えられる。

■内容

今回の調査対象国において取り組まれている事前審査の内容を整理すると、概ね以下の3段階に分かれるものとする。いずれの場合においても、既に所与である RIA の制度上の要請事項——例えば RIA ガイドライン等——が審査の基準・拠り所となっている。

- 第1段階：本来 RIA の実施対象たる規制について、RIA が実施されているか
- 第2段階：実施された RIA が「手順上の要件」を満たしているか
- 第3段階：実施された RIA が「内容上の要件」を満たしているか

このうち、第1段階の審査については、米国における規制予定一覧表、英国における立法計画、EU における作業プログラムのように、今年度、もしくは次年度に策定する予定の規制案を一覧化した文書等を用いて、RIA の実施対象となる規制をあらかじめスクリーニングする方法や、豪州のケースのように、個々の規制について RIA の実施対象となりうるかどうかを、その都度照会させる方法がある。

他方、第2・第3段階の審査については、RIA ガイドライン等での要請事項、もしくは当該要請事項をチェックリスト形式にしたものを用いて審査が行われているが、第4章で分析を行った個別事例を見ても、必ずしも、どこまでが許容範囲・合格水準内で、どこからが範囲外なのかを明確に区別しうるほど、審査基準が客観化・明確化されているわけではないことがわかる。実務的には審査実施機関の担当者の主観によって判断されている部分も多く、OMB の差し戻し権限が制度的に認められている米国を除けば、審査実施機関より提示された審査結果が、必ずしも被審査側（各省庁）で同意、修正対応されるわけではない。

②「メタ評価」機能に関する論点

■実施機関・実施権限

今回の調査対象国では、a) 米国 OIRA、英国 BRE、豪州 OBPR のように「事前審査」機能を果たしている機関が、自らの権限の範囲内、もしくは議会等からの要請に基づき、政府全体の動向を定期的に報告・公表するという意味合いで報告書を作成するケースと、②英国 NAO のように、制度を所管する機関とは立場が異なる第三者的機関が、評価制度の改善余地を検討する目的から評価・報告を行うケースとが想定される。

■対象

英国 BRE、豪州 OBPR の取り組みは、個々の RIA における手続的要件の遵守状況を定期的に報告することが目的であり、また、米国 OIRA の取り組みは、政府全体の規制がもたらす社会的インパクトを試算することが目的であるため、一定期間内に提出・審査されたすべての RIA がその調査対象となっている。他方、英国 NAO の取り組みは、個々の RIA の分析を縦覧して、その改善余地を抽出することが主眼となっていることから、すべての RIA を網羅的に対象とするよりも、一定数の RIA をより詳細に分析することの積極的意味合いがあるものと考えられる。

■内容

上述の「事前審査」機能と同様、既に所与である RIA の制度上の要請事項が審査の基準・拠り所となっている。

③「モニタリング・事後評価」機能に関する論点

今回の調査において、英国及び豪州における取り組み、具体的には RIA 上での分析項目の 1 つとして一定期間経過後のモニタリング・事後評価を要請しているケースは確認できたが、個別の RIA 事例において、数年経過後に実際どのような事後評価が行われたのかを確認することはできなかった。英国・豪州ともに RIA ガイドラインが改訂されたばかりであり、その意味では、今後の RIA のモニタリング・事後評価のあり方については、他国でも試行錯誤の段階にあるのではないかと考えられる。

(2) 内容面の論点 ～「規制の事前評価」に求められる観点、審査基準

各国における審査基準（英国の場合は NAO によるメタ評価の観点）は多岐にわたるが、それぞれに共通する項目に着目して整理すると、概ね以下の 4 項目を抽出・整理することが可能である。いずれの項目も、我が国における「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」において、分析上の要請事項として定義されている項目である。

図表 各国の審査基準の共通性

	米国/OIRA —大統領令 12866—	英国/NAO —メタ評価の 6 観点—	EU/IAB —審査の 3 観点—
規制の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 取り組もうとする問題、当該問題の重要性の明確な記述（大統領令 12866 第 1 条 (b) (1)） 	<p>1 RIA プロセスはうまく管理されていたか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 規制の目的は明確であったか？ ● 各省庁は問題を明確に定義したか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準への適合性 ● 分析深度の適切性 ● 分析・データの信頼性
費用・便益の分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 最も費用対効果の優れた方法で規制を設計（大統領令 12866 第 1 条 (b) (5)） ● 費用・便益の評価、便益が費用を正当化することの合理的判断（大統領令 12866 第 1 条 (b) (6)） 	<p>3 費用と便益を完全にかつ現実的に算定したか</p>	
代替案との比較考量	<ul style="list-style-type: none"> ● 規制の代替案の検討（大統領令 12866 第 1 条 (b) (3)） ● 規制の代替案の特定、評価（大統領令 12866 第 1 条 (b) (8)） 	<p>1 RIA プロセスはうまく管理されていたか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ● RIA は様々なオプションを検討したか？ ● 規制以外の代替案が検討されたか？ <p>3 費用と便益を完全にかつ現実的に算定したか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ● すべてのオプション案の費用と便益を考慮したか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準への適合性
コンサルテーション	<ul style="list-style-type: none"> ● 意見聴取機会・パブリックコメント期間の確保（大統領令 12866 第 6 条 (a) (1)） 	<p>2 コンサルテーションは有効であったか？</p>	

以下では、上記の 4 項目について、事例調査から得られた示唆を整理する。

【A】 規制の目的
<A1> “誰の” “どのような” 問題に対処するのが不明確 【問題の所在】
<A2> “対象者” や “問題” に関するデータ不足 【問題の程度】
<A3> “どのように” 問題に対処するのが不明確 【問題への対処】
【B】 費用・便益の分析
<B1> 想定される費用・便益の『要素』が網羅・列挙されていない
<B2> 費用・便益の『定量化・金銭価値化』が不十分
<B3> 費用・便益の『分析結果の信頼性』を高めるべき
<B4> 費用・便益の『分析結果のわかりやすさ』を高めるべき
【C】 代替案との比較考量
<C1> “現状維持” ケースが考慮・設定されていない 【ベースライン】
<C2> 代替案が考慮・分析されていない
<C3> 他に想定されうる“新たな代替案”を検討すべき
<C4> 代替案間で“予見を持たない分析”を検討すべき
【D】 コンサルテーション
<D1> コンサルテーションが実施されていない
<D2> コンサルテーション結果が評価書に「記載」されていない
<D3> コンサルテーション結果が評価書に「反映」されていない
【E】 規制の是非・具体的内容についての言及

①【A】 規制の目的

RIA の冒頭に記される「規制の目的」では、そもそも当該規制が必要とされると判断した背景・根拠を記載しつつ、行政が関与することの必要性と、その方法とを端的に説明することが求められる。この場合、前提として当該規制措置を通じて取り組もうとする“問題”について十分に、かつわかりやすく説明することが求められる。

本項目について、事例分析を行った事例では、例えば以下のような指摘が行われている。

<A1> “誰の” “どのような” 問題に対処するのが不明確 【問題の所在】

■英国 02：

- 現状の問題についての内容・問題の規模について明確な記述がない。少なくとも現時点での RIA 上の情報のみでは、新たな規制措置を講じることによる政府の介入の必要性が説明されておらず、その是非が判断できない。

■EU01：

- 取り組む問題や措置の目的に焦点を当てつつ、一貫した分析を行うべき。記述内容は、措置の内容（組織・手続きをどうするか）は詳述されているが、現時点で何が課題なのか、何が不足しているのが不明確。具体的措置を各国に委ねつつ EU レベルで共通の目標を設定するという措置を行うことの積極的な理由・意義を明確にすべき。

■EU02：

- 提案に関して、政治的な背景と、どういった意思決定あるいは位置づけが既に考慮されているのかを明確にする。

■EU06：

- 経済的移民の管理と国境通過の簡易化の双方の改善がなぜ必要なのか、問題点を明確にする。

<A2> “対象者” や “問題” に関するデータ不足**【問題の程度】**

- 米国 04：
 - 過去の事故による死亡・怪我の件数は、事故自体によるものなのかそれとも引火性液体の爆発によるものなのかを、入手可能かつ適切なデータを基に慎重に見極めるべき。
- 英国 02：
 - 現時点の規制遵守状況を見逃している（近年の違法ギャンブルの増加等）。
- 英国 05：
 - 現時点での、及び規制導入後の遵守状況に関する記述が存在しない。
- EU02：
 - 既存法令を完全に実施・適用するまでのタイムラグをきちんと把握するため、適切な期間を設定した上で現状維持（ベースライン）のシナリオを策定する。
- EU04：
 - 可能な限り定量的な証左を用いて課題や目的の定義を行う。

<A3> “どのように” 問題に対処するのかが不明確**【問題への対処】**

- 英国 06：
 - 運輸省や戦略的鉄道委員会がどのようにして問題に対処していくのかをきちんと説明していない。
- 英国 07：
 - 枠組法であり、規制の詳細を規定するのは全て下位法令マターであるという説明の下、積極的な情報開示を行っていない。規制をどのように導入・執行するのか、その効果をどのようにモニタリングするのかについては記述すらなされていない。
- EU03：
 - 既存政策や過去に検討された指令との関係性を示し、どのレベルの政府・ステークホルダーの関与が必要かを明確にする。提案内容と、現在及び将来における他の EU、加盟国施策との関連についてさらに説明する。

図表 「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」での要請事項（規制の目的）**3 分析及び評価の内容****(1) 規制の目的、内容及び必要性****ア 現状及び問題点**

現状及び問題点を具体的に、かつ、分かりやすく説明する。例えば、現在の制度や政策体系はどのようになっているか（関係する条項及びその内容を明示）、問題点の発生原因は何か、現状を維持した場合にどのような不都合が生じるか、将来どのような状態が見込まれるかに留意して説明する。

イ 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性

上記アに照らして、規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性を説明する。行政が関与する必要性、行政が関与を強める若しくは弱める必要性、又は関与をやめる必要性や便益が発生する過程が分かるような説明に努める。規制の緩和の際は、緩和後の規制の必要性も説明する。

②【B】費用・便益の分析

RIA の分析の根幹をなすであろう「費用・便益の分析」では、一般的な費用便益分析のプロセスを想定する場合、①費用・便益要素の特定、②各要素の定量化・金銭価値化、③当該分析結果の信頼性確保のための追加的な分析、の 3 フェーズが想定される。これらに加えて、④分析結果を整理し、読者にわかりやすい形で提示するという工夫も必要とされる。

本項目について、事例分析を行った事例では、例えば以下のような指摘が行われている。

<B1> 想定される費用・便益の『要素』が網羅・列挙されていない

■米国 07：

- 直接的に計測できる「会計的」影響（工学技術に係る費用）についての情報は示しているが、意思決定のプロセスに組み込まれるような費用・便益分析は実施されていない。各対象エンジンには様々な機能（多用途性、信頼性、小型等）があり、機能がどう変化するかによって価格や消費者の選択が変わるが、こういった影響についての分析が行われていない。このような経済的費用の分析においては、消費者余剰の減少についても踏まえるべきである。環境への影響について、OMB のガイドラインで要求されている定量評価あるいは金銭価値評価を行うべき。

■英国 01：

- 産業界の「規制遵守費用」については形を変えて何度も再掲されているにもかかわらず、「その他の費用」については定量化されていても“参考”として提示されているのみで、総費用（総括表）には含まれていない。本来 RIA ではある特定の規制を導入することによる純効果（net impact）を詳細に説明することが必要であり、小規模なものであったとしても、それぞれの費用要素の限界費用（marginal cost）に着目して評価・分析を行うべきである。

■英国 03：

- 調停期間に制限を加えることで調停成立・和解に至る件数が少なくなり、雇用者側・労働審判所側の費用が増大する可能性もあるが、こうした懸念事項について費用・便益の総括表には記載されておらず、RIA の読者は、雇用者側に何らかのコストが発生する可能性があることを理解できない。

■英国 04：

- いくつかの潜在的費用（例えば、料金上昇により制度利用をやめる事業者の考慮等）が無視されている。

■EU02：

- 電気料金への影響を具体化するとともに、雇用、環境、技術革新への影響を分析すること。

■EU03：

- 費用・便益分析は論理性に欠ける部分がある。本 RIA では、港湾労働者の雇用に関して柔軟性を持たせることが目的としているが、どのような方法によって柔軟性が達成されるのかが分析・説明されていない。港湾労働者に関する効果についてさらなる分析・報告が必要である。

■EU04：

- 所得分配を含む全体的なインパクトの徹底した分析を行う。競争環境や貿易への影響を明確にする。

■EU05：

- 「低所得者等の所得分配」「市場競争」への影響について分析すべき。

<B2> 費用・便益の『定量化・金銭価値化』が不十分

■米国 02：

- 100 以上の汚染物質の定量基準の指定に関連し、インディアン居住区の約 300 地点に直接影響を与えているにも関わらず、費用・便益の定量評価がなされていない。費用・便益に関して、更なる分析を行い、可能な限り定量化することが望ましい。
- 英国 06：
 - 明らかに定量化が可能な費用・便益ですら対応がなされていない。運輸省によれば、規制を導入した後の事業者等の反応が読めないとして定量化が不可能としているが、定量化が困難としている箇所では定性的な説明すらきちんとなされていない。
- 英国 07：
 - 費用・便益の定量化は不十分であり、彼らの主張の通り現時点では困難だとするのであれば、BRE のガイダンス・アドバイスに従い、下位法令検討時の RIA できちんとして費用・便益を定量的に示すべき。
- EU04：
 - 全ての代替案に関して、行政管理費用と、規制の簡素化によって想定される便益（＝費用の減少）を明確にする。特に 80 億ユーロの追加的費用が追加的便益をもたらさないにも関わらず、なぜ最も費用がかかる代替案が推奨案として選ばれたのかを明確に説明する。
- EU05：
 - 「再生可能エネルギーに関する政策手段」「柔軟性のある京都メカニズムの影響」についてはより詳細な分析を実施すべき。

＜B3＞ 費用・便益の『分析結果の信頼性』を高めるべき

- 米国 01：
 - 推計の技術的側面をより明確に説明することが望ましく、感度分析を行うことが必要である。
- 米国 04：
 - 便益の推計に用いている方法は、初期分析として潜在的便益を概算するためには適切であるが、特定の規制を検討するための分析としては不十分。より精緻な分析を行うべきである。
- 米国 05：
 - 当該措置の影響を可能な限り精緻に分析すべきである。分析にあたっては、既に規制を導入しているハワイのデータを参考にできる。それにより、飛行ツアーの価格や利用顧客数がどのように変化したかについて分析を行うべきである。アラスカでの死亡率が高いため、アラスカと他の州は分けて分析すべき。飛行機とヘリコプターの事故率は大きく異なるため、別個に費用・便益の分析を行うべき。
- 英国 02：
 - 現時点の規制遵守状況を無視している。近年の違法ギャンブルの増加等により、完全な規制遵守には至らない状況下での費用・便益の分析について、分析上では明確には言及されていない。
- 英国 04：
 - 規制遵守状況を 100%と仮定している点（料金上昇を全ての者が受け入れるという前提）は非現実的。
- 英国 05：
 - 現時点での、及び規制導入後の遵守状況に関する記述が存在せず、また、規制当局がどのようにしてその遵守率を高めていこうとするのかを説明していないため、読者に対する情報提供が不十分である。
- EU02：
 - システムの分離とインフラへの投資の関連を明確にする。配電と発電/供給システムを分離している加盟国とそうではない加盟国の比較を行う。自前の配電ネットワークを持つ第三国の電力供給者への影響をさらに分析する。
- EU05：
 - 利用したモデルの限界やモデル間の整合性について示すべき。

＜B4＞ 費用・便益の『分析結果のわかりやすさ』を高めるべき

■米国 03：

- 「提案、採用される規制の便益が費用を正当化する」という基準を満たすだけの明確かつ端的な説明・根拠を提示できていない。

■英国 01：

- 産業界の「規制遵守費用」については形を変えて何度も再掲されていてわかりにくい

■英国 02：

- 詳細を下位法令で定める方針のため、必然的に RIA の記載内容が曖昧である。RIA が極端に大部（8 つの RIA が同居）かつ冗長（全体で 132 頁）であり、内容が理解しづらい。

■EU04：

- 本 RIA 自体を“独立した報告書”として読めるよう、別個のレポートで分析がなされている規制遵守費用の詳細について、本 RIA に記述する。

■EU05：

- 全ての代替案とトレードオフを明確にしたわかりやすい要約を付ける。各代替案の全体の費用と便益を一覧に整理して示すべき。加盟各国ごとの総費用、総便益を示すべき。

図表 「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」での要請事項（費用・便益の分析）

3 分析及び評価の内容

(2) 費用及び便益の分析

本ガイドラインの以下の説明においては、「費用」又は「便益」は、それぞれ金銭価値化された要素と金銭価値化されない要素とを共に含むものとする。すなわち、「費用」又は「便益」とあっても、金銭価値化できない要素についてまで金銭価値化されていることを前提とするものではない。

以下、費用及び便益の分析の方法を説明する。

ア 共通事項

(i) 分析対象期間

分析の対象とする期間は、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、個別の事例に応じた適切な期間を設定する必要がある。

また、複数年にわたる金銭価値化された費用及び便益の総計を考える場合は、将来価値を割引率を用いて割り引き、現在価値に換算することが適当である。

(ii) 費用及び便益を推計する際の比較対象（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」を、比較対象（以下「ベースライン」という。）として設定し、費用及び便益の推計は、ベースラインと「当該規制の新設又は改廃を行った場合に生じると予測される状況」とを比較することによって行う（代替案を検討する場合もベースラインと比較する。）。

(iii) 費用及び便益の各要素の分析

規制の新設又は改廃によって、発生又は増減することが見込まれる具体的な費用及び便益の要素を可能な限り列挙し、説明する。そして、各要素について、費用を負担する主体又は便益を受ける主体を示すとともに、各要素の発生過程を説明する。

客観的な評価を行うためには、費用及び便益は、可能な限り定量化又は金銭価値化して示すことが望ましい。定量化又は金銭価値化ができない場合は、定性的に分かりやすく説明する。ただし、費用は、便益と比べて、金銭価値化による推計を行いやすい面があることに留意すべきである。

なお、定量化と金銭価値化の両方が可能な場合は、両者を行って説明するよう努める。

(iv) 副次的影響又は間接的影響

費用及び便益の要素については、直接的影響に加え、政策決定において考慮すべき副次的影響や間接的影響も含めるとともに、目標達成に影響を及ぼす可能性がある外部要因が想定される場合には、その旨説明する。副次的影響や間接的影響のうち重要なものについては、定量化又は金銭価値化に努める必要がある。ただし、間接的影響については、直接的影響と同じ要素を再計上する、いわゆる二重計算がないよう注意することが必要である。

また、副次的影響や間接的影響の分析を行い、費用及び便益が異なる主体間にどのように分配されるかを示すことは、分配の公正さの観点等を踏まえたより適切な政策判断に資するものである。

③【C】 代替案との比較考量

最終的に選択する規制措置案が最善・最適な手段であることを明確に示すべく、「代替案との比較考量」では、①“現状維持”ケースをベースラインとして、それぞれの代替案によりもたらされる変化（差分）を費用・便益として分析すること、②導入することを想定している“措置案”と、それ以外に想定される“代替案”（非規制的措置を含む）とをそれぞれ設定すること、そして、③当初から措置案を採用することを前提とするのではなく（予見を持たずに）比較考量を行うことが求められる。

本項目について、事例分析を行った事例では、例えば以下のような指摘が行われている。

<C1> “現状維持” ケースが考慮・設定されていない

【ベースライン】

■米国 03：

- 現状の規制をより厳格に執行する代替案と、規制を改正する代替案（推奨案）の 2 つを比較している。現状規制の厳格な執行を代替案とすること自体には問題はないが、現状規制のままの真の現状維持（actual status quo）との比較を行うべきである。また、代替案の分析を改善するために、現状規制の遵守を向上させる手段も検討することも可能である。

■英国 04：

- 代替案として「現状維持」が明示されていない。

■英国 05：

- 代替案として「現状維持」を意図的に設定していないため、規制がもたらす正味の影響（特に便益部分）を明らかにできていない。

■英国 07：

- 分析では「現状維持（do nothing）」オプションのとらえ方を誤っており、現行の規制スキームが全く存在しない状況を想定している。実際には「現状維持」の状況をより正確に記載すべきである。

<C2> 代替案が考慮・分析されていない

■米国 07：

- OMB によるガイドライン等で要求される代替案の分析が実施されていない。異なる基準値、導入スケジュール、対象エンジンの範囲等の代替案を示し、分析を行うべきである。

■英国 03：

- 代替案は「現状維持」「非規制的手段」とも設定されているが、導入予定である規制措置の費用便益分析に終始しており、代替案として設定している「現状維持」「非規制措置」の分析がない。

■EU01：

- 4 つの選択肢全てについて評価を行い、相互比較を行うべき。費用・便益の分析を行っているのは代替案 1（現状維持）のみであるため、他の代替案も同様の分析を行うべき。

■EU02：

- 主要な 3 つの政策措置の関係性を明確にし、それぞれが独立して実現できるものなのかどうか、できないのであればそれらのトレード・オフとシナジーについて説明する。

■EU03：

- 代替案をわかりやすく設定し、それぞれの代替案がもたらす影響を明確にする。また、代替案ごとに影響の全体像を示すことが必要。

<C3> 他に想定されうる“新たな代替案”を検討すべき

■米国 01：

- NHTSA が明示的に分析していない代替案の方が、RIA ドラフトの代替案より高い安全性をもたらす可能性がある。NHTSA は、ABS に基づく TPMS の現状を踏まえた代替案の効果を含めるべきである。

■EU06：

- 不法入国・滞在の問題を解決するための代替案をなぜ対象外としたかを詳細に説明するか、もしくは、これらの代替案を含める。不法滞在に対する制裁措置を EU 加盟国で共通化するかどうかを明確にする。

<C4> 代替案間で“予見を持たない分析”を検討すべき

■米国 06：

- いくつかの代替案が示されているが、代替案に関するパブリックコメントを収集し、措置案の最終化に先立ってそれらのコメントの十分な分析を行う必要がある。

■英国 06：

- 事実上、代替案の検討を放棄している（「規制措置案」と「現状維持」のみ）。その他の代替案を封じ込めるような表現は問題。

図表 「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」での要請事項（代替案との比較考量）

3 分析及び評価の内容

(4) 代替案との比較

的確な政策の採択の検討に有用な情報を提供するとともに、国民への説明責任を果たす観点からは、想定できる代替案を提示して、当該代替手段についても(3)に掲げる分析を行い、比較考量を行うべきである。

可能であれば、代替案として、規制以外の手段を執る案も提示する。また、規制緩和の場合、当該規制を廃止することも想定されるときは、規制の廃止も代替案として比較を行うことを基本とする。

代替案としては、規制以外の手段を執る案のほか、権限行使の主体が異なる案、行政行為や遵守確保手段等が異なる案、基準、期間等の内容が異なる案などが考えられる。ただし、規制の内容や上位法令による下位法令への委任内容によっては、有効な代替案が想定し難い場合もある（なお、本ガイドラインにおいては、ベースラインを代替案として扱う整理をしていない。）。

代替案の費用及び便益についても、ベースラインとの比較により分析するとともに、当該案と代替案の比較考量の結果を分かりやすく示す。

④【D】コンサルテーション

我が国におけるガイドライン上では「コンサルテーション」という表現は明示的には用いられていないものの、政令以下の下位法令による規制については、行政手続法に基づく意見公募手続において RIA を提示し、得られた意見を踏まえて RIA の内容等を変更した場合には、再度これを公開することを要請しており、諸外国におけるコンサルテーション実施要請とほぼ同様の要請がなされている。

本項目について、事例分析を行った事例では、例えば以下のような指摘が行われている。

<D1> コンサルテーションが実施されていない

■米国 06：

- いくつかの代替案が示されているが、代替案に関するパブリックコメントを収集し、措置案の最終化に先立ってそれらのコメントの十分な分析を行う必要がある。

<D2> コンサルテーション結果が評価書に「記載」されていない

■EU02：

- ステークホルダーの位置づけの概要については示されているが、コンサルテーション結果において、どのステークホルダーがどういった問題に対してコメントを実施したのかを明確にする。

■EU03：

- コンサルテーションの結果の要約を示すべきである。

■EU06：

- 内部、外部でどのようなコンサルテーションを実施したのか、それらが分析にどのように影響したのかを明確にする。

<D3> コンサルテーション結果が評価書に「反映」されていない

■英国 04：

- コンサルテーションで得られた意見（値上げによりビジネスに影響を及ぼすと回答した者、申請件数に影響を及ぼすと回答した者）のほとんどについては、結果的に無視・不同意となっている。

図表 「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」での要請事項（コンサルテーション）

6 評価書等の公表の時点等

規制の新設又は改廃が法律による場合、評価書等の公表は、遅くとも法律案の閣議決定までに行う。政令以下の下位法令による場合は、遅くとも行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づく意見公募手続まで（意見公募手続の適用除外のものについては閣議決定又は制定まで）に公表する。この場合、「電子政府の総合窓口」のウェブサイト（www.e-gov.go.jp）において意見公募手続に付される命令等（規制）の案の「関連資料」とすることを原則とする。なお、意見公募手続において提出された意見を踏まえて評価書等の内容を変更した場合は、改めてこれを公表する必要がある。

⑤【E】その他～規制の是非・具体的内容についての言及

我が国の規制の事前評価制度では想定されていないが、例えば米国 OIRA は、RIA の事前審査を通じて、当該規制案の是非や具体的内容についてもコメントを行うことがある。

事例分析を行った事例では、例えば以下のような指摘が行われている。

※ この他にも、例えば「A 規制の目的」の項目において、“当該規制案の必要性が説明されていない”というコメントや、<C3>の“他に想定されうる新たな代替案を検討すべき”というコメントについても、事実上、規制案の是非や具体的内容についてのコメントを行っているケースととらえることもできる。

<E> 規制の是非・具体的内容についての言及

■米国 02：

- 州政府に対して、インディアン居住区に流入する水の上流に位置する排出源に対し、水質基準の遵守を求めることを義務づけるにも関わらず、EPA 地域行政官による承認前に州政府と事前に協議することを要求していない。州政府とさらに追加的な協議を行うことによって、当該措置を改善することができると考えられる。

■米国 04：

- 既存のカーゴタンク車両への措置導入には、作業にあたる人員への安全上のリスクや費用が伴う。これは、当該措置の導入によるリスクと、放置リスクのトレードオフが発生することを意味する。そのため、運輸省は当該措置案を新規車両にのみ導入することを検討すべきである。

■米国 06：

- 農業法の要請により、USDA が策定する措置案の自由度が低いことは理解できる。しかし、原産地表示によって便益がもたらされることや、消費者の米国産商品に対する需要が増大するという証左はないとしている一方で、費用は、初年度で 600～3,900 百万ドル、10 年の調整期間を経て発生する費用は 100～600 百万ドル/年と膨大であることは大きな懸念である。重大な影響をもたらす規制案であることから、USDA には影響を緩和するための法的措置が必要かどうかについて意見を出すことを要請する。

■米国

省庁名	事例名	OMBによるコメント	規制目的	費用・便益	代替案	コンカレション	その他
運輸省	タイヤ空気圧モニタリングシステムの導入	【費用便益】推計の技術的側面をより明確に説明することが望ましく、感度分析を行うことが必要である。【代替案】NHTSA が明示的に分析していない代替案の方が、RIA ドラフトの代替案より高い安全性をもたらす可能性がある。ABSに基づく TPMS の現状を踏まえた代替案の検討を含めるべきである。		○	○		
環境保護庁	連邦水質基準のインディアン居住区への適用	【費用便益】100 以上の汚染物質の定量基準の指定に関連し、インディアン居住区の約 300 地点に直接影響を与えているにも関わらず、費用・便益の定量評価がなされていない。費用・便益に関して、更なる分析を行い、可能な限り定量化することが望ましい。【その他（規制内容）】州政府に対して、インディアン居住区に流入する水の上流に位置する排出源に対し、水質基準の遵守を求めることを義務づけるにも関わらず、EPA 地域行政官による承認前に州政府と事前に協議することを要求していない。州政府とさらに追加的な協議を行うことによって、当該措置を改善することができると考えられる。		○			○
運輸省	スポーツ用軽量飛行機操縦に係る機体及び操縦士免許の認証制度の導入	【費用便益】「提案、採用される規制の便益が費用を正当化する」という基準を満たすだけの明確かつ端的な説明・根拠を提示できていない。【代替案】現状の規制をより厳格に執行する代替案と、規制を改正する代替案（推奨案）の 2 つを比較している。現状規制の厳格な執行を代替案とすること自体には問題はないが、現状規制のままの真の現状維持 (actual status quo) との比較を行うべきである。また、代替案の分析を改善するために、現状規制の遵守を向上させる手段も検討することも可能である。		○	○		
運輸省	カーゴタンク自動車の外部パイプによる危険物質の輸送禁止	【規制目的】過去の事故による死亡・怪我の件数は、事故自体によるものなのかそれとも引火性液体の爆発によるものなのかを、入手可能かつ適切なデータを基に慎重に見極めるべき。【費用便益】①DOT が便益の推計に用いている方法は、初期分析として潜在的便益を概算するためには適切であるが、特定の規制を検討するための分析としては不十分である。DOT は、便益が費用を正当化できるかどうか、より精緻な分析を行うべきである。【その他（規制内容）】既存のカーゴタンク車両への措置導入には、作業にあたる人員への安全上のリスクや費用が伴う。これは、当該措置の導入によるリスクと、放置リスクのトレードオフが発生することを意味する。そのため、運輸省は当該措置案を新規車両にのみ導入することを検討すべきである。	○	○			○
運輸省	飛行ツアー国家安全基準の導入	【費用便益】当該措置の影響を可能な限り精緻に分析すべきである。分析にあたっては、既に規制を導入しているハワイのデータを参考にできる。それにより、飛行ツアーの価格や利用顧客数がどのように変化したかについて分析を行うべきである。アラスカでの死亡率が高いため、アラスカと他の州は分けて分析すべき。飛行機とヘリコプターの事故率は大きく異なるため、別個に費用・便益の分析を行うべき。		○			
農務省	魚介類の原産地表示義務の導入	【その他（規制内容）】当該措置によって消費者が有益な情報を得ることや、米国産商品に対する需要が増大するという便益についての証左はないとしている一方で、費用負担が膨大であることは大きな懸念である。重大な影響をもたらす規制案であることから、USDA には影響を緩和するための法的措置が必要かどうかについて意見を出すことを要請する。【代替案】【コンカレション】複数の代替案が示されているが、代替案に関するパブリックコメントを収集・分析を行うべき。			○	○	○
環境保護庁	道路外大型エンジン及びレクリエーション・エンジン（海洋・陸上）の排出規制の導入	【費用便益】直接的に計測できる「会計的」影響（工学技術に係る費用）についての情報は示しているが、消費者余剰の減少といった経済的費用についても踏まえるべき。また、環境への影響について、定量評価あるいは金銭価値評価を行うべきである。【代替案】異なる基準値、導入スケジュール、対象エンジンの範囲等の代替案を示し、分析を行うべきである。		○	○		

■英国

省庁名	事例名	NAOによるコメント	規制目的	費用・便益	代替案	評価方針	その他
文化メディア スポーツ省	2003年免許法－2005年規制（個人免許、建物免許、意見聴取・利害調整手続、移行期間、免許発行者登録、その他）	【費用便益】産業界の「規制遵守費用」については形を変えて何度も再掲されているにもかかわらず、「その他の費用」については定量化されていても“参考”として提示されているのみで、総費用（総括表）には含まれていない。【その他（中小企業）】様々な形でコンサルテーションを行っている点は評価できるが、中小企業に与える影響については説明していない。【その他（市場競争）】市場競争に対する影響は限定的であると結論づけているが、当該規制は多くの産業・企業に影響を与える規制であり、公正競争室（OFT）に相談してコメントを得るべきである。		○			○
文化メディア スポーツ省	ギャンブル法案	【規制目的】詳細を下位法令で定める方針のため、必然的にRIAの記載内容が曖昧。RIAが極端に大部かつ冗長であり、内容が理解しづらい。現状の問題に関する内容・規模について明確な記述がない。現時点での情報では規制による政府の介入の必要性が説明されていない。【費用便益】【その他（規制遵守）】現時点の規制遵守状況を無視しており、違法ギャンブルの増加等により完全な遵守に至らない状況下での費用・便益の分析について言及されていない	○	○			○
貿易産業省	労働審判規制の改定	【代替案】導入予定である規制措置の費用便益分析に終始しており、代替案として設定している「現状維持」「非規制措置」の分析がない。【費用便益】調停期間に制限を加えることで調停成立・和解に至る件数が少なくなり、雇用者側・労働審判所側の費用が増大する可能性もあるものの、こうした懸念事項について費用・便益の総括表には記載されておらず、RIAの読者は、雇用者側に何らかのコストが発生することを理解できない。		○	○		
内務省	労働許可制度、職種別スキーム制度を適用した場合の手数料の見直し	【規制目的】不明確である。【代替案】代替案に「現状維持」がない。【費用便益】費用・便益の定量的分析が不十分で、いくつかの潜在的な費用が無視されている。遵守状況を100%と仮定している点是非現実的である。【コソルション】コンサルテーションで得られた意見のほとんどについて、結果的に無視・不同意になっている。	○	○	○	○	
内務省	2001年民間セキュリティ産業法に基づくドアスーパーバイザ・車輪止めを行う者に関する規制の導入	【費用便益】【代替案】代替案に「現状維持」を意図的に設定していない。【規制目的】【その他（規制遵守）】現時点での、及び規制導入後の遵守状況に関する記述が存在せず、また、規制当局がどのようにしてその遵守率を高めていこうとするのかを説明していないため、読者に対する情報提供が不十分である。	○	○	○		○
運輸省	1999年鉄道法案	【規制目的】運輸省や戦略的鉄道委員会がどのようにして問題に対処していくのかをきちんと説明していない。【費用便益】明らかに定量化が可能な費用・便益ですら対応がなされていない。運輸省によれば、規制を導入した後の事業者等の反応が読めないとして定量化が不可能としているが、定量化が困難としている箇所では定性的な説明すらきちんとあなされていない。規制に関する責任・権限を移管・集約化することで、費用の節減や機関間の意思疎通等に費やす時間等の節減が起きるという前提に立っているものと考えられる。【代替案】事実上、代替案の検討を放棄している（「規制措置案」と「現状維持」のみ）。その他の代替案を封じ込めるような表現は問題。	○	○	○		
運輸省	交通マネジメント法案	【規制目的】【その他（規制遵守）】枠組法であり、規制の詳細を規定するのは全て下位法令マターであるという説明の下、積極的な情報開示を行っていない。規制をどのように導入・執行するのか、その効果をどのようにモニタリングするのかについては記述すらなされていない。【代替案】分析では「現状維持（do nothing）」オプションのとりえ方を誤っており、現行の規制スキームが全く存在しない状況を想定している。【費用便益】費用・便益の定量化が不十分であり、彼らの主張の通り現時点で困難なのであれば、枠組み法の場合、BREのガイダンス・アドバイスに従い、下位法令検討時のRIAできちんと示すべき。	○	○	○		○

■EU

総局名	事例名	IABによるコメント（1回目）	規制目的	費用・便益	代替案	コンサルテーション	その他
保健・消費者保護	白書「健康とともに－EUにおける戦略的アプローチ 2008-2017」	【規制目的】 取り組む問題や措置の目的に焦点を当てつつ、一貫した分析を行うべき。また、具体的措置を各国に委ねつつ EU レベルで共通の目標を設定するという措置を行うことの積極的な理由・意義を明確にすべき。【代替案】 4つの選択肢全てについて費用・便益の評価を行い、相互比較を行うべき。	○		○		
運輸・エネルギー	EU 域内の電力・ガス市場に係る法制パッケージの影響分析	【規制目的】 提案の背景と位置づけを明確にするべき。【費用便益】 電気料金、雇用、環境、技術革新への影響を分析するべき。また、異なるシステムを採用している加盟国、第三国の電力供給者への影響をさらに分析するべき。【代替案】 現状維持（ベースライン）のシナリオを策定し、主たる 3 つの代替案との関係性（トレード・オフ、シナジー）を明確にするべき。【コンサルテーション】 ステークホルダーの位置づけの概要については示されているが、ステークホルダーごとのコメントを明確にするべき。	○	○	○	○	
運輸・エネルギー	欧州の港湾政策に係るコミュニケーションの影響評価	【規制目的】 既存政策や過去に検討された指令との関係性を示し、どのレベルの政府・ステークホルダーの関与が必要かを明確にする。提案内容と、現在及び将来における他の EU、加盟国施策との関連についてさらに説明する。【費用便益】 論理性に欠ける部分がある。港湾労働者の雇用に柔軟性を持たせることが目的としているが、どのような方法によって柔軟性が達成されるのかが分析・説明されていない。【代替案】 代替案をわかりやすく設定し、それぞれの代替案がもたらす影響を明確にする。また、代替案ごとに影響の全体像を示すことが必要。【コンサルテーション】 コンサルテーション結果の要約を示すべきである。	○	○	○	○	
企業・産業	玩具の安全性に係る欧州議会及び委員会指令	【規制目的】 可能な限り定量的な証左を用いて課題や目的の定義を行う。【費用便益】 規制遵守費用の詳細について記述することが必要。全ての代替案に関して、行政管理費用と、規制の簡素化によって想定される便益（＝費用の減少）を明確にする。これにより、なぜ最も費用がかかる代替案が推奨案として選ばれたのかを明確に説明するべき。	○	○			
環境	2020 年 EU 気候変動・再生可能エネルギー目標を達成するための施策	【費用便益】 【代替案】 ①全ての代替案とトレードオフを明確にしたわかりやすい要約を付ける。各代替案の全体の費用と便益を一覧に整理して示すべき。加盟各国ごとの総費用、総便益を示すべき。②「再生可能エネルギーに関する政策手段」「柔軟性のある京都メカニズムの影響」についてはより詳細な分析を実施すべき。③「低所得者等の所得分配」「市場競争」への影響について分析すべき。④利用したモデルの限界やモデル間の整合性について示すべき。		○	○		
司法・自由・セキュリティ	EU における国境管理施策の導入	【規制目的】 経済的移民の管理と国境通過の簡易化の双方の改善がなぜ必要なのか、問題点を明確にする。【費用便益】 現状維持の代替案を評価する際に、定義が明確になっていないスコア付けの方法の利用を避け、既に導入が決定されている施策の効果も考慮する。【代替案】 不法入国・滞在の問題を解決するための代替案をなぜ対象外としたかを詳細に説明するか、もしくは、これらの代替案を含める。不法滞在に対する制裁措置を EU 加盟国で共通化するかどうかを明確にする。【コンサルテーション】 内部、外部でどのようなコンサルテーションを実施したのか、それらが分析にどのように影響したのかを明確にする。	○		○	○	